特 定工場における公害防 止 組 織 の整備に 関する法律 (昭和四十六年法律第百七号) 第三条第三項 (同法第四条第

三項及び第五条第三項にお いて準用する場合を含む。) 並びに特定工場における公害防止 組 織 \mathcal{O} 整備 に関する法律

施行令 昭 和 匹 十六年政令第二百六十四号) 第十一 条第二号及び別表第三の規定に基づき、 並 び に同法を実施 する

令和二年十二月二十八日

ため、

特定工

場に

おけ

る公害防

止

組

織

0

整備に関する法律施行規則の一

部を改正する省令を次の

ように定め

る。

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

特定工場における公害防止 組 織の整備に関する法律施行規則の一 部を改正する省令

通厚 産生 業省、

特 定 工 場に お ける 公 害 防 止 組 織 0 整 備 に 関 でする 法律 施 行 規 則 昭 和 匹 + -六年農大蔵公 省省省 商 令第三号)

 \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ように改正する。

様 式 第 中 屈 H 華 氏名又は名称及び住!並びに法人にあつては、その代表者の氏名 严 を Ⅲ \mathbb{H} 華 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 に改 め、

備

3を削 る。

様 式第二 中 屈 E が 氏名又は名称及び住並びに法人にあつては、その代表者の氏名 严 を Ⅲ H 茶 氏名又は名称及び住民並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

严 に改 め

> 備 考

5 を 削 ŋ 備 考6 を備考5とする。

様式第三 中 国 本田 氏名又は名称及び住民並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 严 二 を 囯 H 掘 氏名又は名称及び住見並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

3 を 削 る。

備

考

3

を

削

る。

様

式

第三の三中

証明者

住所

式第三 の二中 国 者出 氏び代名に表 |又は名称及び住所並| |法人にあつてはその |潜の氏名 正 を 屈

者田謂

氏並そ 氏名 又は名 称及び住居 位がに法人にあつては、 その代表者の氏名

丑 を 証明者 氏名 改 8 同 |様式 備 考2中

推明

严

に改め、

2

三.

に改

め

備

」を削る。

証明者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 証明者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

代表者の氏名

に改める。

様式第三

0)

匹

中

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

(第六中 「氏名 を「田 4 に改め、 備考3を削 り、 備考4を備考3とし、 備考5 を備

考4とする。

様

式

様式第八中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 を 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 严 に改め、 備考2を削 り、 備考

備考とする。

附 則

(施行期日)

第 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 省 令 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る。

(経過措置)

第二 条 ک 0) 省 令 0 施 行 \mathcal{O} 際 現 に あ るこ 0) 省 令に ょ る改正 前 の様 式 次 項 にお 1 7 旧 様 式 とい

う

1

を

2

0

により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

ることができる。

こ の 省令 \mathcal{O} 施行の 際 現に . あ る旧様式による用紙に ついては、 当分の間、これを取り繕 って使用す